

原議保存期間	5年(令和8年3月31日まで)
有効期間	一種(令和8年3月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

殿

警察庁丁規発第94号
令和2年9月1日
警察庁交通局交通規制課長

ロケ撮影に伴う道路使用許可申請手続等の円滑化の推進について(通達)
地域活性化等に資するという社会的な意義があり、地域住民、道路利用者等の合意に基づいて行われるイベント等については、これまで、道路使用許可手続等が円滑に行われるよう配慮した運用を行うとともに、事前相談からイベント等の当日まで、広域的・多角的な観点から、交通の妨害の程度を低減させつつ、安全・円滑にイベント等を実施する方法を検討し、多種多様な交通管理手法を駆使することによって、個別の交通実態等に応じたきめ細かな対策を有機的・総合的に推進しているところである。

イベント等のうち、ロケーション撮影(以下「ロケ撮影」という。)については、これを誘致することにより、地域の魅力が広く発信され、観光客の増加等により地域経済の活性化に資するなど、様々な効果が見込まれる一方、ロケ撮影に伴い必要となる各種許認可に係る手続が円滑に行われる上で課題があるとの指摘もあることを踏まえ、今般、内閣府を中心とする関係省庁において、ロケ撮影に関連する許認可手続の更なる円滑化を図るため、ロケ撮影を円滑に行う上で必要な情報、取り組むべき事項、留意すべき事項等を示した「ロケ撮影の円滑な実施のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。別添1参照)が取りまとめられた。

ガイドラインのうち交通警察に関連する部分の概要やこれに伴う交通警察の対応上の留意事項は以下のとおりであることから、本通達及びガイドラインの内容について、各種の教養の機会を活用するなどにより、ロケ撮影に係る道路使用許可の事務に従事する第一線の職員に至るまで十分に浸透させるとともに、引き続き、地域活性化等に資する道路利活用が安全・円滑に行われるよう配慮されたい。

記

1 ガイドラインの概要

(1) ロケ撮影・誘致の目的・効果(第2章関係)

ロケ撮影・誘致の目的・効果として、特定の民間事業者の利益にとどまらず、公益的要素があり、具体的には、雇用創出等を通じた経済効果・地域振興、映像産業の人材育成・技術底上げ等の産業振興、日本の自然的・文化的魅力の世界への発信を通じたインバウンドの促進につながるとされた。

(2) F C等においてロケ撮影の円滑な実施に当たって取り組むべき事項（第3章関係）

ロケ撮影の円滑化を図るためには、F C等が必要な情報の共有や関係者間の調整（合意形成）のハブになることが期待されることから、各地方公共団体に設置されているF C等は、以下の項目に取り組むべきとされた。

ア 製作者等による許認可等情報の把握を効率化するため、F C等にロケ撮影に必要な情報（各地域のイベント、工事等の情報を含む。）を集約させ、製作者等に対して必要な情報の共有を図ること。

イ 製作者等への適切な支援として、ロケ地に関する情報等の提供や助言を行うとともに、ロケ撮影を円滑に行うには地方公共団体や地域住民等の関係者との合意形成を図ることが必要であるため、製作者等に対して広報周知の方法について助言するほか、F Cが主体となって地方公共団体や地域住民等にロケ撮影について説明し、関係者間の調整を行うこと。

(3) 許認可権者においてロケ撮影の円滑な実施に向けて求められること（第4章関係）

ロケ撮影に伴い必要となる許認可の権限を有する者が取り組むべき事項として、製作者等からの相談に対しては、許認可制度の正確な説明を行うとともに、申請に係る行為を実現するための前向きな提案や代替案の提示等を行い、相談者の立場に立った丁寧な対応に努めるとともに、効率的な手続の実施による円滑化のため、複数の管轄地域にまたがる許認可等を要する場合には、許認可権者間での連携や上位の行政庁等による支援等を行うなどとされた。

(4) ロケ撮影において製作者等が留意すべき事項（第5章関係）

ロケ撮影を円滑に行うには、製作者等においても適切にロケ撮影を実施する必要があり、製作者等が留意すべき事項として、地域住民からの苦情を防止するなどの観点から、許可範囲外での撮影行為、撮影時間の延長等を慎み、許可条件等を遵守したロケ撮影の実施が必要とされた。

2 交通警察の対応上の留意事項

(1) F C等による情報の一元化への協力

上記1(2)アのとおり、F C等は、ロケ撮影に必要な許認可情報を集約し、製作者等と共有することが求められている。そのため、F Cが同情報を集約すべく、警察署等に対してイベント、工事等の具体的な道路の利用状況等について問合せがあった場合は、個人情報等に留意しつつ、道路使用の場所及び区間、期間等について適切に回答すること。

(2) F Cとの積極的な連携

F Cには、関係機関との事前調整や地域住民等の関係者との合意形成において中心的な役割を果たすことが期待されていることから、特に映画等の大規模なロケ撮影については、F Cと緊密に連携し、必要な情報の共有を行うとともに、関係者間の調整を促すほか、製作者等にもF Cと連携し

て各種調整に取り組むことにより円滑に手続が行われる旨を教示するなど、製作者等とF Cとの連携を促進すること。

(3) 事前相談における適切な助言

上記1(3)を踏まえ、製作者等のロケ撮影の実施主体から事前相談がなされた場合であって、その内容からは直ちに許可できないときであっても、円滑な手続で安全にロケ撮影が実施されるためにはどのようにしたらよいかという観点から、ロケ撮影の実施主体等と一緒に考えるという基本姿勢で臨み、例えば、交通への影響が甚大な場所に替えて、具体的な代替場所を提示したり、時期や時間帯によって交通量が増加する道路であっても、時期等を変更することにより交通への影響を低減することが可能な場合には、具体的な日や時間帯の代替案を提示したりするなど、前向きな提案や代替案の提示等の適切な助言、情報提供等を行うこと。

特に、従前から道路使用許可をしていない、道路使用の前例がないなどの理由から一律に道路使用許可をしないということのないよう、各都道府県警察の警察署において道路使用許可に係る事務を担当する職員に至るまで、本留意事項を周知徹底すること。

なお、ガイドラインには、各都道府県警察の本部の道路使用許可担当を問い合わせ先として掲載しているため、事前相談等の連絡に適切に対応すること。

(4) 地域住民等の関係者との合意形成の方法に関する助言

ロケ撮影のために道路を使用することについての地域住民、道路利用者等の合意形成は、ロケ撮影の実施主体の責任においてなされるべきものであるが、地元自治体、公共交通機関の事業者、付近の学校関係者等を交えた合同説明会を実施したり、地域住民等に対する協力依頼文を配布したりするなどにより、円滑に合意形成がなされた事例を紹介するなど、ロケ撮影の内容や地域の特性を踏まえつつ、合意形成に必要なかつ十分な方法について助言、情報提供等を行うこと。

また、地域住民、道路利用者等から構成される協議会等の協議の場が設置される場合は、オブザーバーとして積極的に協議の場に参加し、交通管理の観点から適切な情報提供を行うこと。

(5) ロケ撮影が複数の警察署の管轄地域にわたる場合の措置

上記1(3)を踏まえ、複数の警察署が関係する大規模なロケ撮影については、事前に警察本部がF Cからロケ撮影の内容等について説明を受け、関係警察署に対して情報提供を行うとともに、その内容、規模等について指導・助言を実施したり、申請者と警察署の協議に警察本部も参加し、必要な調整を実施したりするなどにより、円滑に手続が行われるよう、また、警察署の間で取扱いに不合理な差が生じることのないよう努めること。

(6) 道路占用許可との一括受理制度の更なる周知

道路使用許可と道路占用許可の双方が必要である場合については、両許

可に係る申請を一括して受け付けることができることについて、更なる周知を図り、申請手続の円滑化を図ること。

(7) その他の留意事項

ア 本通達及びガイドラインの周知徹底

これまで、道路において実施されるイベント等については、事前相談への対応上の留意事項として上記(3)のような内容を示すなど、道路使用許可制度の弾力的な運用や事前相談への適切な対応等について指示してきたところであるが、ガイドラインの策定過程において、そのような運用等が都道府県警察に浸透していないとの声も寄せられている。

そのため、警察署で道路使用許可に係る事務を担当している職員に対しても、本通達及びガイドラインの内容等について指導教養を徹底するとともに、大規模なロケ撮影への対応については、警察署から都道府県警察本部に報告・相談がなされるように指導するなど、警察署において適切な対応がなされるよう、特段の配慮をされたい。

イ 好事例の共有による円滑化の促進

ガイドラインの策定に当たり、各都道府県警察にこれまでの対応状況について調査したところ、F Cが主体となって活動することにより道路使用許可の手続が円滑に行われた事例や、警察による適切な指導・助言により円滑な手続で安全なロケ撮影が実施された事例が判明している(別添2参照)。これらの事例を参考にし、各都道府県警察において、同様の取組を実施するほか、好事例について関係者間で共有し、更なる許可手続の円滑化に努めること。

ウ 事前相談についての更なる周知

円滑な手続で安全にロケ撮影を実施するには、十分な時間的余裕をもって事前相談がなされることが有効であるため、F Cとの連携や製作者等からの問合せにおいてその旨を繰り返し伝達するとともに、必要に応じて都道府県警察の道路使用許可に係るホームページにおいて周知するなど、事前相談の重要性・必要性について更なる周知を図ること。

ロケ撮影の円滑な実施のためのガイドライン

令和2年8月25日

(内閣府、警察庁、消防庁、国土交通省、文化庁)

目次

第1章	はじめに	1
1	本ガイドラインの背景	1
2	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大による影響とロケ撮影の在り方等について	2
3	本ガイドラインにおける用語の定義	3
第2章	ロケ撮影に円滑な実施に当たって目指すべき方向性	4
第3章	JFC／FCにおいて円滑なロケ撮影の実施に当たって取り組むべき事項	6
1	関係機関との協力体制の強化	6
2	製作者等への適切な支援等	9
第4章	許認可権者においてロケ撮影の円滑な実施に向けて求められること	11
1	許認可現場に求められることの周知・浸透や対応の円滑化の要請等	11
2	JFC／FCへの許認可等情報の共有	11
3	製作者等（申請者）への適切な助言、情報提供や効率的な手続の実施による円滑化	12
第5章	ロケ撮影において製作者等が留意すべき事項	14
1	JFC／FC、許認可権者との連携体制の構築、地域住民への理解	14
2	ロケ撮影において参考となる情報等	14
3	許認可等条件等を遵守したロケ撮影の実施	14
第6章	おわりに	16
1	本ガイドラインの改定	16
2	官民間の意見交換	16
3	本ガイドラインの普及	18

<参考資料>

別添 ロケ撮影が円滑に行われた好事例集

参考1 JFC／FCの役割、活動内容について

参考2 JFC／FCの連絡窓口

参考3 ロケ支援依頼書

参考4 【道路交通法】道路使用許可、制限けん引の許可、制限外積載／設備外積載／荷台乗車に関する制度の概要、申請手続等について（所管省庁：警察庁）

参考5 【道路法】道路占用許可に関する制度の概要、申請手続等について（所管省庁：国土交通省）

参考6 【道路運送車両法】劇用車の運行に関する自動車の登録制度の概要、申請手続等について（所管省庁：国土交通省）

- 参考7 【航空法】無人航空機の飛行に関する許可に関する制度の概要、申請手続等について（所管省庁：国土交通省）
- 参考8 【港則法】港内の行事等の許可に関する制度の概要、申請手続等について（所管省庁：国土交通省）
- 参考9 【消防法（条例）】火災と紛らわしい煙又は火災を発生おそれのある行為等の届出制度概要、手続等について（所管省庁：消防庁）
- 参考10 【自然公園法】国立公園等の使用許可、申請手続等について（所管省庁：環境省）
- 参考11 【消費税法】消費税の申告手続の概要（所管省庁：国税庁）

※本ガイドラインの内容その他ロケ誘致の施策全般に関する問い合わせ先
内閣府知的財産戦略推進事務局 03-3582-2109

第1章 はじめに

1 本ガイドラインの背景

映像作品は日本の重要なコンテンツであるが、そのロケーション撮影（以下「ロケ撮影」という。）の環境改善が課題として指摘されている。またロケ撮影の誘致（以下「ロケ誘致」という。）は、ロケ地の魅力が世界に発信され、地域経済の活性化、映像産業の振興、観光客の増加を含めた様々な効果が見込まれる取組である。諸外国においては、財政的支援制度、許認可等に係る支援体制を整備するなど、特に大型映像作品のロケ誘致に向けた国際的な競争が激化している。日本も海外から撮影の要望が多く寄せられるが、ロケ撮影の手続が円滑に行われる上で課題があり、誘致の機会を逃す原因となっているとの指摘がなされている。

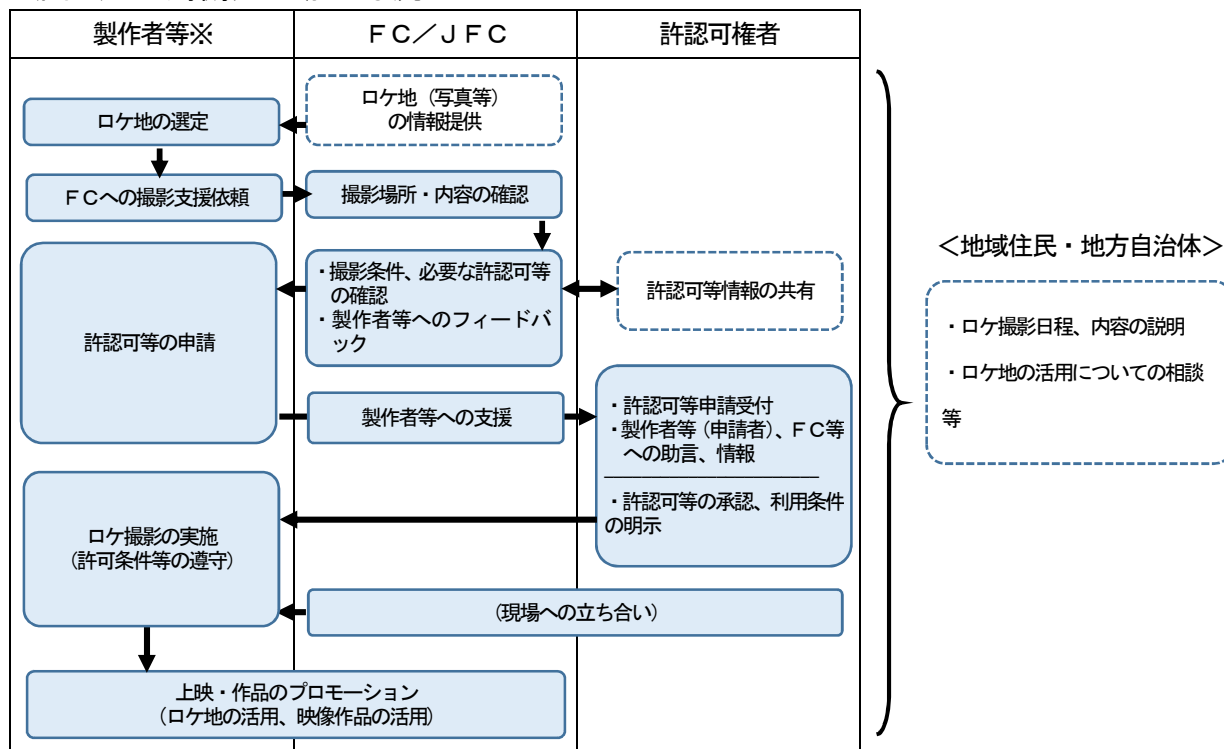
(図1) ロケ撮影の課題(例)

- 許認可省庁の方針が、許認可現場に浸透していない場合がある
- F C (Film Commission) を軸にワンストップでロケ撮影に関する情報が提供されることが期待されているものの、ロケ撮影に関する情報が必ずしも F C に集約化されておらず、撮影現場に対する情報周知が十分なされていない
- J F C (Japan Film Commission) / F C と地方自治体の連携が十分にできていない場合がある
- 語学力の問題等により、外国大型映像作品のロケ撮影のニーズに対応できる体制が整備されている F C が多くない
- 外国の映像作品については消費税の還付申告ができる場合があるにもかかわらず、消費税の申告手続等が製作者、制作者（以下「製作者等」という。）に周知されていない
- 日本の製作者等が海外製作者等から日本での撮影を受託する際に、撮影内容を十分把握していないため、F C において十分なサポートができない場合がある。

ロケ誘致については、我が国の中長期的な経済成長に寄与する政策として政府一丸となって取り組むことが重要である。ロケ誘致を更に進めるため、関係者が協力し、上記課題の解決を図り、手続の更なる円滑化を図る必要がある。

図1で示すように、一般にロケ撮影においては製作者等、J F C (Japan Film Commission) / F C (Film Commission) 及び許認可権者が重要な役割を果たしており、ロケ撮影を円滑に実施する上では、これら関係者間の相互理解に基づく協力が必要不可欠である。

(図2) ロケ撮影の一般的な流れ



※ 海外の映像作品の場合には、海外製作者等が発注元、日本の製作者等が受託者となり、日本における撮影のサポート等を行うこともある。

本ガイドラインは、ロケ撮影やロケ誘致を円滑に進める上で必要な情報、取り組むべき事項、留意すべき事項等について、主として、J F C / F C、許認可権者及び製作者等に対して示すものである。本ガイドラインを通じ、ロケ撮影・ロケ誘致に必要な情報の共有や関係者間の相互理解が更に進み、その円滑化につながることを期待される。

2 新型コロナウイルス感染症 (COV I D - 1 9) 拡大による影響とロケ撮影の在り方等について

本ガイドライン策定の途上で発生した新型コロナウイルス感染症 (COV I D - 1 9。以下「新型コロナ」という。) の世界的な拡大による影響に対応するため、ロケ撮影についても、映像産業関連の団体等において新型コロナ感染予防対策に関するガイドラインが策定され、会員等に周知されているところである。現時点では、例えば、以下のガイドラインが存在する。今後は、このようなガイドラインを踏まえ、撮影を実施することが求められる。

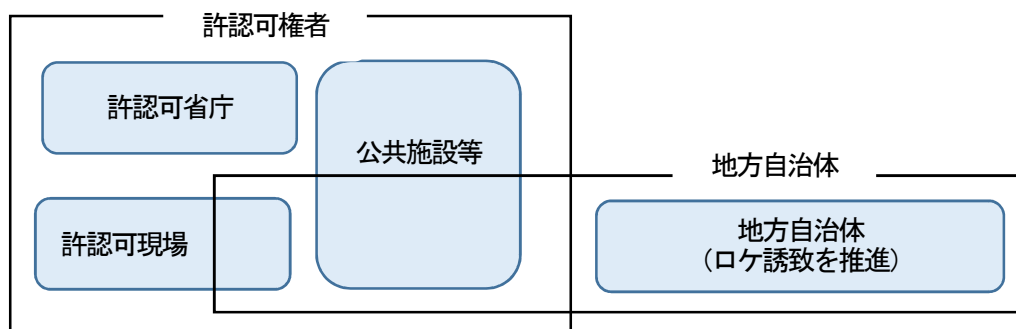
- ロケ撮影支援における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン (令和2年6月24日策定。特定非営利活動法人ジャパン・フィルムコミッション)
- 映画撮影における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン (令和2年5月14日策定。一般社団法人日本映画製作者連盟)
- 番組制作における新型コロナウイルス感染予防対策の留意事項 (令和2年5月13日策定。一般社団法人 日本民間放送連盟)
- 映画制作における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン、新型コロナウイルス対策ガイドライン作成のための手引き (2020年5月29日策定協同組合 日本映画製作者協会)

3 本ガイドラインにおける用語の定義

本ガイドラインにおける用語の定義は以下のとおりである。

- (1) 「ロケ撮影」とは、「ロケーション撮影」の通称であり、映像作品（「映画・放送番組・CM・プロモーションビデオ・スチール写真等の作品」をいう。）を製作する上で、撮影用のスタジオ以外の町中や建物内で撮ることを指す。
- (2) 「FC」とは、地域活性化につなげることを主な目的に、映像作品のロケ撮影が円滑に行われるため製作者等への支援を行う非営利公的機関をいう。また、「JFC」とは、国内のFC及び撮影支援団体を会員とする特定非営利活動法人であり、海外作品の日本ロケを支援する総合窓口としての役割も有している。
- (3) 「許認可権者」とは、ロケ撮影に関連する許認可等の法令等を所管する関係省庁（地方支分部局を含む。）又は各都道府県警、消防署等といった許認可等の主体としての地方自治体のほか、公共施設等の使用許可権者が含まれる。また、許認可等の法令を所管する中央省庁を「許認可省庁」、各所轄等において直接許認可等を行う地方支分部局等又は当該地方自治体を「許認可現場」という。
なお、以下単に「地方自治体」と記載する場合は、許認可等ではなくロケ誘致を推進する主体の1つとして扱う。

(図3) 許認可権者と地方自治体の関係



- (4) 「許認可等情報」とは、許認可等その他ロケ撮影に必要な情報（行政に関わるものに限る。）をいう。
なお、本ガイドラインは、ロケ撮影に当たって必要となる主な許認可等についてのみ記載をしており、全ての許認可等情報を網羅的にカバーしているものではない。そのため、本ガイドラインに掲載されていない許認可等の条件については、JFC/FC又は直接許認可権者に問い合わせするなどして確認されたい。
各制度の概要等については参考4～11 参照。

第2章 ロケ撮影の円滑な実施に当たって目指すべき方向性

ロケ撮影を円滑に実施するためには、まず、ロケ撮影、とりわけロケ誘致が公益的要素を持つ、政府一丸となって取り組むべき重要な政策であることを関係者間で共有する必要がある。

(ロケ撮影・誘致の目的)

ロケ撮影・誘致は、特定の民間事業者の利益にとどまらない効果があり、公益的要素があるといえる。具体的には、雇用創出等を通じた経済効果・地域振興、人材育成・技術底上げによる日本の映像産業の振興とともに、日本の自然的・文化的魅力の世界への発信を通じてインバウンドの促進につながる効果が期待される。

このため、我が国の中長期的な経済成長に寄与する政策として、政府一丸となって取り組むべきものである。

そのため、内閣府においては、知的財産戦略本部等の枠組みを活用し、ロケ撮影・誘致の目的や政策的効果について政府部内での共有を図るとともに、許認可省庁においても、地方支分局等を含めた関係部局における共有に努める。また、JFCを中心に、FCにおいても共有に努める。

その上で、JFC/FC、許認可権者及び製作者等は、関係者間における相互理解の促進や必要な情報の共有を含めた協力を促進するため、以下に示す取組を実施することが求められる。

1 JFC/FCに求められること

ロケ撮影やロケ誘致を円滑に実施する上で、JFC/FCに期待される役割は大きい。JFC/FCは、ロケ誘致及びロケ撮影に係る各種相談に対してワンストップでサービスを行う役割を有している。また、平素からの地方自治体や地域住民との緊密なコミュニケーションによる理解の促進、製作者等への適切な情報提供・助言及び許認可権者との連携など、ロケ撮影に係る関係者間の情報共有や調整の要でもある。さらに、ロケ撮影に係る制度や支援策について外国の製作会社等への情報提供やロケ地の魅力の発信等により、国内外における情報発信の中核としての役割も担っている。

JFC/FCがこれらの役割をより適切に果たすためには、まず、各種法令等といった狭義の規制情報に加え地域固有の情報（例：大規模な道路工事情報）も含めたロケ撮影に関連する情報を一元的に集約することが重要である。

また語学力・専門性の高い人材の育成、地域間の更なる連携促進など、一層の体制強化を図っていくことが求められている。

2 許認可権者に求められること

許認可等情報のうち、法令等の情報等については許認可権者においてウェブサイト等を通じて一般に周知されているところ、これに加えて許認可権者は、JFC/FC等から

第3章 JFC／FCにおいてロケ撮影の円滑な実施に当たって取り組むべき事項

ロケ誘致等を進める上で、JFC／FCは大きな役割を果たすことが期待される。関係機関との協力体制の強化はもとより、広域の協力を含めたFC間の協力体制の構築などを図るため、人的・財政的リソースの活用の在り方等も含め検討し、FCの体制を強化することも必要であると考えられる。

1 関係機関との協力体制の強化

ロケ撮影の円滑化を図るため、JFC／FCは必要な情報の共有や関係者間の調整（合意形成）のハブとなることが期待されている。JFC／FCが更に適切にその役割を果たしていけるよう、以下のような取組を行う必要がある。

(1) JFC／FCの認知度向上

JFC／FCがその役割を果たすには、JFC／FCの役割や活動内容等が関係者間で正しく認識されている必要があるが、現状では認識されていないケースも散見される。

そのため、関係機関が一堂に会する場を活用するなどして、JFC／FCから許認可省庁に対し、JFC／FCの役割、活動内容等（参考1）や全国ロケーションデータベース¹（以下「JL-DB」という。）を周知することが効果的であると考えられる（許認可省庁から許認可現場に周知する点については後記第4章1（1）参照。）。

(2) 許認可等情報の一元化

ロケ撮影の手続を円滑に進めるため、製作者等において必要となる許認可等情報を把握することが重要である。製作者等による許認可等情報の把握を効率化するため、JFC／FCにロケ撮影に必要な許認可等情報を集約させ、製作者等に対して必要に応じて情報の共有を図ることが必要である。

許認可等情報は、大きく、「許認可等に関する法令等、全国共通で適用されるもの」、「条例等や各地域のイベント、工事等の情報等、特定の地域のみで適用されるもの」、「その他、直接許認可等に関わらないもののロケ誘致を進める上で必要な情報」に分類できると考えられる。それぞれの特性に応じ以下のとおり、共有することとする。

¹ 文化庁の予算により運営されているロケ候補地を効率的に検索できるインターネットサービス

許認可等情報の内容・性質	主なもの
許認可等に関する法令等、全国共通で適用されるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・道路使用許可制度 ・道路占用許可制度
条例等や各地域のイベント、工事等の情報等	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体が所有する施設等に関する条例等（例．東京都公園条例） ・花火大会、お祭り等による道路の利用等に関する情報 ・ロケ地に関する情報（写真等）
その他、直接許認可等に関わらないもののロケ誘致を進める上で必要な情報	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税の還付申告に係る情報

ア 許認可等に関する法令等、全国共通で適用されるもの

道路使用許可に関する法令（道路交通法等）、道路占用許可に関する法令（道路法）等、許認可等に関する法令等の制度の概要に加え、必要な申請書類やその記載方法等の情報等の概要については、JFCがその集約を図り、様々なツール²を活用し、FC、製作者等に展開する。

なお、JFCへの情報の集約や法改正等の状況のフォローアップに当たっては、知財事務局が、適宜、協力する。

（図5）「許認可等に関する法令等、全国共通で適用されるもの」の共有の流れ



イ 条例等や各地域のイベント、工事等の情報等、特定の地域のみで適用されるもの

ロケ撮影に影響を与え得る情報のうち、地方自治体が所有する施設などに関する条例（例：東京都公園条例）、各地域のイベント、工事等による道路利用等に関する情報など、特定の地域のみで必要とされる情報については、FCにおいて集約し、各地域の許認可現場とFCの間で効率的な方法により共有する³。

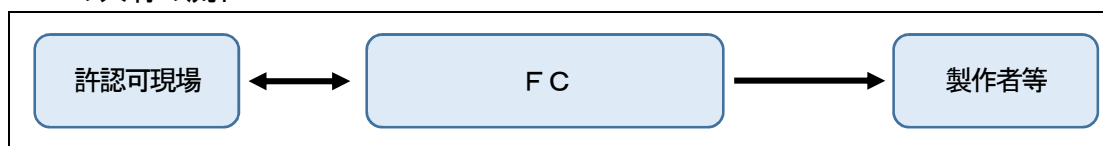
また、ロケ地に関する情報（写真等）については、FCが自ら収集の上、様々なツールを通じて展開する。

² JFCのHPやセミナー、ロケ地フェアのほか、JL-DB等を通じた展開が考えられる。以下同じ。

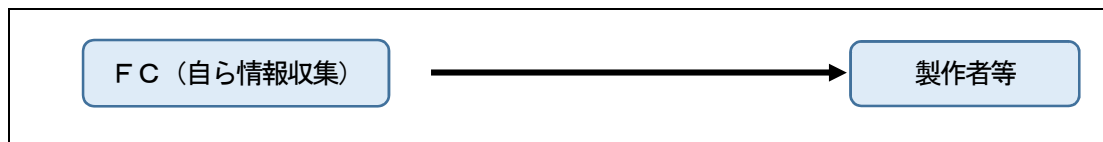
³ 例えば、各地域のイベント、工事等による道路利用等に関する情報などについては、製作者等からFCに相談があった段階で必要な情報をFCが許認可現場に照会する方が迅速かつ合理的である。

⁴ 例えば、海上保安庁では、海上工事情報、海上花火大会等の行事情報を「水路通報」(<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/koukai.html>)、「海の安全情報」(<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/>)としてウェブサイトに掲載しているため、各FCから製作者等に対し、当該情報を伝達するのも1つの方法であると考えられる。

(図6)「条例等や各地域のイベント、工事等の情報等、特定の地域のみで必要とされるもの」の共有の流れ



(図7)「ロケ地に関する情報（写真等）」の共有の流れ



ウ その他、ロケ誘致を進める上で重要な情報

許認可等情報ではないが、消費税の還付申告に関する情報等、ロケ誘致を進める上で重要な情報については、知財事務局又はJFCから当該情報を保有する省庁等の関係機関から情報を収集した上で、JFCにおいて様々なツールを通じてFC、製作者等に展開する。

(図8)「その他、ロケ誘致を進める上で重要な情報」の共有の流れ



(3) JFC/FCの体制強化

ア JFCを中心としたJFC/FC全体の連携強化

JFCはFC全体の要として、情報共有や製作者等に対する支援の要となることが期待されることから、その体制や関係者との関係強化が重要である。

そのため、ブロック単位での研修内容の充実やJFCとFCとの意見交換の場を設けていくなど、JFCを中心としたFC全体の機能強化（制度的基盤の明確化を含む）の在り方を検討していくことも必要であると考えられる。

イ FCの体制強化

ロケ撮影・誘致に際しFCには大きな役割を果たすことが期待されており、そのような役割を果たすには、FC担当者の能力向上、ノウハウの蓄積が必要不可欠である。

FCは、自治体において組織されることが多いことを踏まえ、当該自治体内においてロケ撮影・誘致の目的・意義が共有される必要がある。その上でFCの支援強化を促すとともにJFCや文化庁の協力も得るなどして、語学力・専門性の高い人材の配置や育成を行うことなどが求められる。

ウ 複数のFC間での広域連携の構築

上記イのとおり、各FCの体制強化を行うことに加えて、FC間における連携を進めることにより、各FCの強みを活かしつつ、財源等も含めたリソースの有効活用を図ることができるなどのメリットが生じると考えられる。また、日常的な情報交換に加えて、人材交流等も、ノウハウの交換や蓄積を通じ、各FCの体制強化につながると考えられる。

加えて、そのような連携の構築が複数の地域で実現できれば、広域連携単位同士での競争が生まれ、より良いサービスの提供がなされることも期待されるため、これら広域連携が多くの地域で行われるよう連携を促すことが必要である。

2 製作者等への適切な支援等

(1) 製作者等へのFCの連絡先の周知

各FCの問い合わせ先等については、JFC/FCやJL-DB、映像産業関連団体等を通じて製作者等に周知する必要がある。

なお、FC一覧については、参考2参照。

(2) 具体的な支援のあり方

製作者等が必要とする支援にはロケ撮影に必要な情報（許認可等情報、ロケ地の写真等）の提供、関係者間の調整（合意形成）に関する助言等、撮影終了後のプロモーションといったものが考えられる。

FCによる支援を円滑に行うには、情報や知見を蓄積し準備するとともに、問い合わせが多い内容については、インターネット上にFAQを掲載するなど、製作者等の利便性を考慮した対応が必要である。

また、製作者等に対しては、あらかじめ支援内容について明確にしておくことも重要である（「ロケ支援依頼書」といった文書を当事者間で取り交わしておくのも有効であると考えられる（参考3参照）。）

ア ロケ撮影に必要な情報（許認可等情報、ロケ地の写真等）の提供や助言

製作者等がロケ撮影を行うに当たっては、ロケ地に関する情報の把握が必要であるため、FCから以下のような情報を製作者等に提供するとともに、許認可申請等に当たって必要な助言を行う必要がある⁵。

- ロケ地に関する情報（写真、地図等）
- ロケ撮影関連の情報の提供（宿泊場所、食事、機材、レンタカー等）
- （製作者等からの求め等に応じて）許認可等情報、許認可等の申請書等の記載方法に関する情報（記載例等）

⁵ 製作者等においても、必要な許認可等情報について把握しておく必要がある。

イ 関係者間の調整（合意形成）に関する助言等

ロケ撮影を円滑に行うには、地方自治体・地域住民等の関係者との合意形成を図ることが必要である。製作者等に対し、地域住民への告知・周知方法の説明（撮影日程や内容等）に加えて、どの告知・周知の媒体が効果的かなどの助言を行う。

また、FCが主体となって地方自治体・地域住民等に説明することも必要である。

ウ 撮影終了後のプロモーション

支援した作品を活用したプロモーション活動を実施することは、映像作品のPRのほか、FCの活動目的でもある地域活性化やインバウンドにつながるなど、製作者等の利益にとどまらない効果がある。取組内容としては、以下のようなものが考えられる。

そのため、当該取組の実施について、FCにおいても映像の一部の利用について製作者等からあらかじめ了承を受けるなどして、積極的にプロモーション活動を実施することが重要であるほか、製作者等の協力の下、当該取組を実施することにより製作者等とFCとの協力体制の構築にも資するものと考えられる。

○ ロケ地の活用

- ・ロケ地MAP（ロケ地や映画館で配布、SNSやWebで配信）
- ・特別試写会（配給会社と地元の共催）
- ・出演者・監督を招聘できるイベント（作品とロケ地のPR）
- ・紙媒体の企画（地域特集などでロケ地と作品を紹介）
- ・テレビの企画（地元テレビ局、就航都市、姉妹都市など）
- ・作品に応じて関係団体とのコラボ（電鉄会社、地元企業など）
- ・宣伝材料（俳優が写っている写真や告知映像など）の使用権利を獲得（作品関連イベントやロケ地などでの活用）
- ・FCのPR（啓蒙活動、協力依頼、文化振興につなげる）

※ 上記取組の実施において、監督・出演者がインタビューなどでロケ地の魅力を語りたくなる策を練ったり、宣伝の際に活用できるようなスチール写真の撮影につなげたりするため、現場のスタッフとコミュニケーションをとることも重要と言える。

○ 映像作品の活用

- ・映像業界とのコラボレーション（上映会、試写会等の地元での開催等）
- ・観光政策としての誘客施策（作品のロケ地を組み込んだ観光ルートの企画等）
- ・文化資産の保全・活用（映像作品を活用した文化資産の認知度向上による保全・活用に向けた活動への参加）
- ・特産品等の物販促進（映像作品に登場する商品等の購入）
- ・地域教育機関との連携（映像作品の学校内での上映会や製作者による特別講義の実施）

第4章 許認可権者においてロケ撮影の円滑な実施に向けて求められること

許認可権者においてロケ撮影を円滑に実施する観点から、JFC／FCに対する許認可等情報の共有等、製作者等（申請者）に対する適切な助言、情報提供等や効率的な手続の実施による円滑化等、許認可省庁から許認可現場に対し、本ガイドラインを周知することにより取り組むべき事項や円滑な対応を周知・浸透することが望ましい。

1 許認可現場に求められることの周知・浸透や対応の円滑化の要請等

(1) 許認可現場に求められることの周知

本ガイドラインの取組の実効性を確保するには、許認可現場への確実な浸透が不可欠である。そのため、許認可省庁は許認可現場に対し、後記2及び3の取組のほか、それらの前提となるロケ撮影・誘致の目的（上記第2章の「ロケ撮影・誘致の目的」を参照）、FCの役割、活動内容（参考1「JFC／FCの概要」を参照）を含め周知を図ることが望ましい。

周知に当たっては、本ガイドラインを事務連絡、通達等により、周知するほか、研修等を通じた方法が考えられ、反復継続的に実施することが有効であると考えられる。

(2) 許認可現場への対応の円滑化の要請

許認可等の判断に当たっては、当該申請に係るロケ撮影の社会的な意義を踏まえ、適切に対応することが望ましいと考えられる。また、申請内容からは直ちに許認可等できないものであったとしても、円滑な手続で安全にロケ撮影が実施されるためにはどのようにしたらよいかという観点から、ロケ撮影の実施主体と一緒に考えるという基本姿勢で臨み適切な助言、情報提供等を行うなど、許認可省庁から許認可現場に促すことも必要に応じて求められると考えられる。

例えば、ロケ誘致の目的等を勘案して認めた事例等を周知することも有効であると考えられる。

<ロケ誘致の目的等・自治体の関与等>

- 被災地での撮影で、震災復興状況を記録・拡散するとともに、観光客の増加による復興支援を図るとして、自治体が自らロケを誘致
- 地域の活性化を目的として、自治体が、自らエキストラを募集するほか、地域住民等の合意形成について主体的に連絡調整を実施

2 JFC／FCへの許認可等情報の共有

上記第3章1（2）のとおり、共有することとする。

なお、関係者の理解を促進し、ロケ撮影に係る手続を円滑に進めるため、制度の概要に加え必要な申請書類、申請書の記載方法等の情報についても可能な限り共有することが望ましい。また、その際、多言語対応したものもあわせて共有することが望ましい。

＜許認可権者による多言語対応事例＞

- ドローンの利用について外国人向けに7か国語での案内や飛行ルール、ガイドライン等も発出しているほか、ヘルプデスクを設置し対応している

3 製作者等（申請者）への適切な助言、情報提供等や効率的な手続の実施による円滑化

（1）許認可申請者への相談対応の在り方、地方自治体との連携

製作者等（申請者）からの相談に対しては、許認可制度の正確な説明を行うとともに、申請に係る行為を実現するための前向きな提案や代替案の提示等を行い、相談者の立場に立った丁寧な対応に努めることが求められる。

許認可権者が製作者等（申請者）に助言、情報提供を行うに当たっては、承認の判断基準、ロケ地を生活の拠点とする地域住民の安全・利便性の確保に関する諸対策、地域住民の合意形成を図る必要等を説明することが求められる。また、地域住民の合意形成については、合意形成の場に積極的に参加して必要な助言を行うなど、地方自治体と連携しつつ、合意形成の円滑化を図るための取組を実施することも重要である。

なお、相談窓口を明確化することも重要であると考えられるところ、参考4～10に問い合わせ先等を掲載したので参考にされたい。

＜地域住民等の合意形成＞

- 協議会形式による合意形成
 - ・ 自治体等が、地域住民、道路利用者等の合意形成のため、協議会を設置
- 関係者が協力した合意形成
 - ・ 自治体等が、地域住民に事前広報や説明会等を実施するなど、地域住民等の合意形成のため主体的に連絡調整を実施
- 製作者等単体での取組による合意形成
 - ・ 自治体、自治会、地域住民、店舗・商店街、企業等に説明
 - ・ 地域住民に対する協力依頼文の配布

＜許認可権者による代替案の提示・助言＞

- 交通への影響が多たであった場所に替えて、可能な場所の案を具体的に提示
- 観光客で交通量が増加する路線であったことから、撮影日や時間帯について代替案を提示
- 地域住民や通行者に注意喚起するための予告看板等の掲示場所について、より効果的な場所を検討・助言

（2）効率的な手続の実施による円滑化

ア 申請の一括受付、許認可権者間、管轄区域をまたがる許認可現場間等における連携

同一地域で、複数の許認可等が必要である場合には、許認可権者間で連携しつつ、許認可等の申請の一括受付ができる場合は、当該制度を周知するとともに、以下の許認可等の手続のほか、許認可等の内容・性質に応じて可能な限り効率的な手続の実施を可能

としていくことが望ましい。例えば、警察庁及び国土交通省では以下の取組が行われている。

＜許認可権者による道路使用許可と道路占用許可との一括受付＞

- 道路使用許可と道路占用許可の双方が必要である場合には、両許可に係る申請を一括して受付することができるようにしている⁶。

また、複数の管轄地域をまたがる許認可等を要する場合において、許認可現場間での柔軟な連携ないし共同の対応や、上位行政庁・部局等による支援・助言等を通じて、製作者等にとって許認可等の手続が効率的となるよう、工夫をすることが望ましい。

＜ロケ撮影が複数警察署にまたがる場合の調整＞

- 事前に FC から概要の提供を受けていた警察本部が複数の関係警察署に対して、情報提供を行うとともに、ロケの内容、規模等について指導・助言を実施
- 申請者と警察署の協議に警察本部も立ち会い、必要な調整等を実施

イ 申請手続の電子化

許認可等の申請者の負担を軽減するため、申請手続の電子化を行っているものもある。

＜許認可権者による申請手続の電子化＞

- ドローン撮影に関する航空法に基づく許認可申請については平成 30 年 4 月以降、許認可権者において申請手続を電子化しており、現在は 9 割近くが電子申請により行われている。

⁶ 「道路使用許可申請手続の簡素合理化について」（平成 17 年 3 月 17 日付け警察庁丁規発第 24 号）

第5章 ロケ撮影において製作者等が留意すべき事項

ロケ撮影を円滑に行うには、JFC／FC、許認可権者による制度の運用面、情報提供面、組織の体制面等における課題への対応を行う必要がある一方で、製作者等においても許認可条件等の遵守など行い、適切にロケ撮影を実施する必要がある。

1 JFC／FC、許認可権者との連携体制の構築、地域住民への理解

ロケ撮影は、撮影場所の関係だけではなく、地域住民・自治体の協力の上に成り立っているものであるため、JFC／FCの活動内容について相互理解に基づいて連携しつつ、信頼関係を構築する必要がある。

そのため、前記第3章の2（2）ウ「撮影終了後のプロモーション」に記載したとおり、JFC／FCの活動目的である地域活性化やインバウンドなどの促進に向けて、映像作品の利用を積極的に承認するなど可能な範囲で協力することが必要となる。

2 ロケ撮影において参考となる情報等

ロケ撮影の実施において遵守すべき許認可等の概要等を明確にする必要があるところ、許認可等の概要、申請様式（記載例含む）等や許認可権者の窓口、FCの窓口のほか、ロケ撮影が円滑に行われた好事例を付したので、ロケ撮影の実施に当たって参考にされたい。

3 許可条件等を遵守したロケ撮影の実施

ロケ撮影で製作者等において発生しやすいトラブルや地域住民からの苦情として、以下のようなものがあると考えられる。

主に、連絡や報告などのミスが大きな要因となると考えられることから、JFC／FCや許認可権者と密接に連携する必要があると考えられる。

無責任な行動が今後のロケ撮影にも影響することから、ルール等を遵守した撮影が求められる。

ロケ撮影に当たってよくあるトラブルや地域住民からの苦情

① 撮影の許可条件違反に該当するもの

- ・ 使用許可範囲外での撮影行為
- ・ 一方的な撮影時間の延長（特に深夜）
- ・ 撮影中止やスケジュール変更の連絡がない
- ・ 撮影用の車両台数が多く、決められた駐車場以外へ溢れた
- ・ 予定外の撮影機材（レール、クレーン等）の持ち込み
- ・ 施設内のコンセント電源の無断借用
- ・ 施設や設備への保護対策の不備
- ・ 撤収時の不完全な後片付け、清掃
- ・ 施設使用料や駐車場代等の不払い
- ・ 撮影のキャンセルに伴う違約金の不払い

② 撮影スタッフのマナーに関するもの

- ・ 弁当やタバコの吸い殻などのゴミが散乱している
- ・ 公園や歩道等での撮影における一般利用者への配慮が不足
- ・ 火気厳禁なのにドラム缶を持ち込み、火を焚く
- ・ 施設内の土足禁止が守られない
- ・ 文化財への配慮が不足
- ・ 施設管理者や周辺住民への事前の対応が悪い
- ・ 自然環境や動植物への配慮が不足

③ その他のもの

- ・ 夜間撮影の音や照明への苦情
- ・ 撮影見物音の騒音やゴミの散らかし
- ・ 撮影現場に見物者が来て住環境が悪くなった
- ・ 通行止めで高齢者が遠回りをさせられた

* 特に、不払いや破損などのトラブルに関しては、1件のトラブルでそのロケ地が二度と使用できなくなるだけでなく、映像業界に対して二度と地域の撮影協力が得られない可能性もあり、FC活動の存続にも影響を及ぼしかねず、ひいては映像業界全体の危機にも繋がるため、リスクマネジメントを念頭に活動する必要がある。

第6章 おわりに

1 本ガイドラインの改定

ロケ撮影を取り巻く環境は変化しつつあるため、このような変化に対応するためには本ガイドラインの改定も必要になる。そのため、ガイドラインの浸透状況、改善内容等について定期的なフォローアップを実施し、ガイドラインの改正等も必要に応じて随時実施することが重要であると考えられる。フォローアップについては、関係府省庁、製作者等の関係者が一堂に会する場（例えば「ロケ撮影の環境改善に関する官民連絡会議」）を通じて行うことも有効であると考えられる。

2 官民間の意見交換

上記の関係者が集まる場を通じて意見交換を実施することで、円滑なロケ撮影の実施が図れると考えられる。

なお、これまででもロケ撮影の環境改善に関する官民連絡会議を通じて、製作者等、許認可権者間での情報のギャップが埋められている事項もある。

(図9) 連絡会議を通じて確認がなされた事項の例

映像製作/FC 側からの意見 (平成30年4月時点)	平成30年4月ロケ撮影の環境改善に関する官民連絡会議における整理	平成30年4月以降変更になった部分
<道路使用関係>		
<ul style="list-style-type: none"> ●使用する道路が複数の警察署にまたがる場合、地域によって代表の警察署だけの申請で許可が出る場合と、全所轄に申請が必要な場合があるが、統一できないか。【JFC】 ●道路使用許可申請は、押印要、郵送不可で直接持参・受取など、手続が煩雑かつ時間を要するが、特に海外からの製作者等の場合は、それができないケースも多い。【JFC】 	<ul style="list-style-type: none"> ●複数の警察署の管轄にまたがる道路使用の許可は、同じ都道府県ごとに、1つの警察署への申請で足りる。【警察庁】 ●道路使用許可については、氏名の記載と押印に代えて署名で足りる。【警察庁】 	
<ul style="list-style-type: none"> ●けん引の撮影許可が下りないケースが増えている。特に、都内で車のけん引に係る撮影許可が出ているところは極端に少ない。【JFC、プロデューサー協会】 	<ul style="list-style-type: none"> ●撮影が明らかに道路運送車両法等の法令に抵触する場合には、法令に適合するよう助言することはあるが、当該抵触は許可の直接的な妨げにはならない。【警察庁】 	
<ul style="list-style-type: none"> ●特殊車両（パトカー・救急車等）の公道走行。【プロデューサー協会】 ●架空ナンバープレートを装着した車両での公道走行撮影。【映連】 	<ul style="list-style-type: none"> ●道路使用許可及び交通規制により一般交通が遮断された状態で走行を行う場合には、赤色灯を点けての走行も問題とならない。【警察庁・国土交通省】 ●道路使用許可及び交通規制により、一般交通と遮断されてロケ撮影が行われている場合には、道路運送車両法上の「運行」には該当しないため、架空ナンバープレートを装着しての撮影も可能。【国土交通省】 	
<ul style="list-style-type: none"> ●撮影時のシートベルト装着義務。【映連】 	<ul style="list-style-type: none"> ●俳優が乗車した車を積載したトレーラー等をけん引して撮影を行う 	

映像製作/FC 側からの意見 (平成30年4月時点)	平成30年4月ロケ撮影の環境改善に関する官民連絡会議における整理	平成30年4月以降変更になった部分
	場合には、俳優にはシートベルトの着用義務は生じない。【警察庁】	
●東京では現状撮影が困難。【第1回連絡会議、映像事業者】	●東京ロケーションボックスが支援した作品では、日比谷通り、北品川駅周辺、渋谷スクランブル交差点での道路使用許可や、蒲田駅近辺での道路封鎖事例あり。【東京都】	
＜その他：ドローン撮影、港湾利用、スタジオ内火気使用、東京都内の撮影環境、都市公園での撮影、情報共有のあり方＞		
●ドローン飛行許可の取扱い。時間帯や条件によっては、ドローンでの撮影ができそうな場所でも、市街地ということで国の許可が下りていないため撮影ができない。 ●ドローン撮影の問い合わせが多いが、法令等の情報共有が地域側も製作側も十分でない。【JFC】	●平成27年に、航空法を一部改正し、無人航空機の飛行の安全確保の基本ルールを策定。国土交通大臣の許可を受けるべき空域及び許可・承認の申請先の明確化や、ヘルプデスクを設置するなど制度の周知を実施。【国土交通省】	●平成30年度より、許可・承認に係るオンライン申請制度（DIPS）を運用し、許可・承認申請の簡素化・利便性向上を実現。【国土交通省】
●海上を航行する船舶での撮影では、撮影日の1カ月前に必要な書類を海上保安庁に提出する要あり。軽微な撮影に関しては、迅速な撮影許可ができない。【映連】	●船舶交通がふくそうする港則法に規定された特定港内において行事を行う際に、安全対策等の確認のため、標準処理期間は原則1カ月としているが、事前相談をしてもらう事により、弾力的な運用も可能。【国土交通省】	
●公の場所での火の使用は禁止されているが、万全な消火体制の確立、消防署の立ち会いを条件として許可してもらいたい。【映連】	●公園など公の場所での火気使用に関しては、近隣住民に不安を生じさせる可能性があるため、消防署に事前相談してもらいたい。火災予防上の措置が講じられていれば消防署で禁止することはない。【消防庁】	
●東京でのロケ撮影の円滑化を推進するため、東京ロケーションボックスの人員の大幅な拡充を希望。【映連】	●平成30年度より予算の拡充を図り、東京ロケーションボックスの体制を強化する予定。この中で、スタッフの人員増、海外作品誘致の強化等を実施予定。【東京都】	
●都市公園での撮影に関して、撮影時間帯や撮影人員の制限及び夜間撮影などが禁止されている。【映連、プロデューサー協会】	●都立公園でのロケ撮影について、原則、時間帯や人数に制限があるが、東京ロケーションボックスが事前調整・支援を行ったケースでは、夜間撮影や大規模な人数での撮影を可能とした例もあり、弾力的な運用を実施。【東京都】	
●関係法令の最新情報が、製作現場から見えづらく、日々変わる情報についていくのが困難。【第2回連絡会議、映像製作者】	●各省庁のweb上で情報を周知。【各省庁】 ●業界の要請に応じて、説明に向くとした広報周知活動を実施。【航空法関連/国交省】 ●JFCでも、定期的に最新の法令を学べる機会として研修会を開催。【JFC】	

3 本ガイドラインの普及

本ガイドラインの普及に関しては、知財事務局及びJFCから関係省庁、地方自治体、FC、映画制作分野等の関連団体等への直接的働きかけを行い、積極的な普及活動を実施する。

また、第2章の4記載と同様、在外公館、JETRO、製作者等を通じ海外に情報発信を行うことも有効と考えられる。

ロケ撮影が円滑に行われた好事例集

1 ロケ誘致の目的・自治体の関与等

- 被災地での撮影で、震災復興状況を記録・拡散するとともに、観光客の増加による復興支援を図るとして、自治体が自らロケを誘致
- 地域の活性化を目的として、自治体が、自らエキストラを募集するほか、地域住民等の合意形成について主体的に連絡調整を実施

2 許認可権者による多言語対応事例

- ドローンの利用について外国人向けに7か国語での案内や飛行ルール、ガイドライン等も発出しているほか、ヘルプデスクを設置し対応している

3 地域住民等の合意形成

- 協議会形式による合意形成
 - ・ 自治体等が、地域住民、道路利用者等の合意形成のため、協議会を設置
- 関係者が協力した合意形成
 - ・ 自治体等が、地域住民に事前広報や説明会等を実施するなど、地域住民等の合意形成のため主体的に連絡調整を実施
 - ・ 日ごろより地域イベントにも参加し、コミュニケーションを図るなどを実施
- 製作者等単体での取組による合意形成
 - ・ 自治体、自治会、地域住民、店舗・商店街、企業等に説明
 - ・ 地域住民に対する協力依頼文の配布

4 許認可権者による代替案の提示・助言

- 交通への影響が多かった場所に替えて、可能な場所の案を具体的に提示
- 観光客で交通量が増加する路線であったことから、撮影日や時間帯について代替案を提示
- 地域住民や通行者に注意喚起するための予告看板等の掲示場所について、より効果的な場所を検討・助言

5 申請の一括受付、許認可権者間、管轄区域をまたがる許認可現場間等における連携

(1) 許認可権者による道路使用許可と道路占用許可との一括受付

- 道路使用許可と道路占用許可の双方が必要である場合には、両許可に係る申請を一括して受付することができるようにしている

(2) ロケ撮影が複数警察署にまたがる場合の調整

- ・ 事前にFCから概要の提供を受けていた警察本部が複数の関係警察署に対して、情報提供を行うとともに、ロケの内容、規模等について指導・助言を実施
- ・ 申請者と警察署の協議に警察本部も立ち会い、必要な調整等を実施

6 許認可権者による申請手続の電子化

- ドローン撮影に関する航空法に基づく許認可申請については平成30年4月以降、許認可権者において申請手続を電子化しており、現在は9割近くが電子申請により行われている。

7 FCの取組

- ロケ誘致等に関する取組やロケ地に関する情報の海外への発信
 - ・ 海外からのロケ誘致等のため、FCが運営するインスタグラムにおいて掲載する写真に日本語に加えて英語での説明を追記
- 相談・申請段階
 - ・ FCが製作者等に対し、撮影場所の選定、各種許可申請について、助言等を実施
 - ・ FCが主体的に、関係機関等への事前相談の調整を行うとともに同席
- 合意形成段階
 - ・ 自治体、警察、消防、企業、地元自治会、バス事業者、大学、警備会社等を交えた合同説明会を実施
 - ・ 地域の企業等で構成されるまちづくり協議会の構成員等に対して説明会を実施するとともに、その他の関係者に個別説明を実施
 - ・ 地域の墓地において海外案件の撮影を行う際、該当する自治区の自治会へ撮影の相談、説明会を実施
 - ・ 大規模ロケ撮影の様子等をニュース等によりPRし、地域住民のシビックプライドを醸成
- 撮影日当日
 - ・ 撮影当日の迂回誘導、一般苦情等の現場対応に従事
 - ・ 地域住民の映画撮影への参加等
 - ・ 海外の撮影隊到着時に撮影ルール（ゴミの分別、室内で靴を脱ぐなど）を記載した紙を配布
- その他
 - ・ 海外クルーへの日本文化の体験等

JFC/FCの役割、活動内容について

JFC/FCは、以下のような役割を果たし、活動を行うことが期待されている。

(出典：「ジャパン・フィルムコミッションのご案内」)

<FCの役割>

FCは、映像作品のロケ撮影が円滑に行われるための支援を行う団体で、以下の3要件を満たす公的機関であること。撮影支援を行うことによって、地域活性につなげる目的で活動している。

- ① 非営利公的機関である
 - 非営利であることについて
 - ・ FCは製作者等との対等な立場を担保するため、撮影支援サービス（施設利用料等は除く）に対する直接的な対価は受け取らない。
 - ・ FCスタッフは、個人的な利益とFCの任務の間に利害の対立があってはならない。
 - ・ FCスタッフは、映像関連企業あるいは映像関連企業にサービスを提供する企業の株主あるいは職員であってはならない。
 - 公的機関である
 - ・ FCは、撮影支援に際して、地域の合意形成を必要とする場合があるため、地域の自治体と、以下のいずれかの関係にあること
 - 地域の自治体に所属する組織であること
 - 地域の自治体が活動を支援している唯一のFCであること
- ② 撮影支援の相談に対してワンストップのサービスを行っている
 - ・ FCは、地域内の撮影支援に対して、一元的な相談窓口となっていること
 - ・ 上記窓口機能を果たすため、下記の体制を有すること
 - 地域内の国及び地方自治体の施設等の使用に係る許認可権を持つ部局との協力体制
 - 地域内の企業・団体・住民等との信頼関係を持ち、民間施設に係る撮影支援要請を仲介できる体制
- ③ 作品内容を選ばない
 - ・ FCは、表現の自由を尊重し、作品の内容により支援の可否を決めてはならない。
 - ・ 対象作品に対する撮影支援の可否は、ロケ地の候補となった施設等（ロケ候補地）の管理者が決定するものであり、FCはロケ候補地の管理者と制作者の仲介、連絡調整を行う。

*但し、支援申請にあたり条件にそぐわないもの（準備不足、予算不足、スケジュール不足、制作体制等の不備等）に対しては、ロケ地および地域を守る観点から、支援の可否を決定する場合がある。

<FCの活動内容>

- ① 製作者等への誘致・プロモーション活動
- ② 製作者等へのロケーション撮影支援
- ③ 支援した作品を活用した地域活性化活動
 - ・ 地域住民や映像業界とのコラボレーション（例：映画祭、上映会の実施など）

- ・ 観光政策としての誘客施策（フィルム（スクリーン）ツーリズム）
 - ・ 文化資産の保全・活用（例：施設改修・保全活動等）
 - ・ 特産品等の物販促進（プロダクト・プレイスメント等）
 - ・ 地域教育機関との連携（例：映像作品ワークショップ等の実施等）
- ④ 地域への啓蒙・PR活動
- ⑤ 情報の蓄積、スタッフの育成
- ⑥ 近隣FCとの連携

<FCが提供するサービス（支援内容）>

- ① 全てのFCが必ず提供するサービス（支援）
- ロケ地に資する情報（写真、撮影条件、使用料、連絡先、地図など）
 - 宿泊、食事、機材、レンタカーといったロケ関連の情報の提供
 - 撮影許認可に関する情報の提供や許認可申請等に当たっての必要な助言
- ② FCによって提供する場合があるサービス（支援）
- 警察署、公的機関などへの撮影許可手続の簡便化や代行
 - ボランティア、エキストラの手配
 - ロケハンや撮影への同行
 - 宣伝への協力
 - ロケハン助成金や製作補助金などのインセンティブ（助成制度）
- ③ FCが直接提供しないサービス（支援）※相談の受付は除く
- タイアップ交渉
 - 製作資金への出資
 - 撮影に関連して起きた人的・物的損害の補償

JFC/FCCの連絡窓口

※以下のリストは、令和元年4月1日時点のものである。また、JFCに加盟している会員のみであり、非会員は掲載していない。

	名称	垂尾番号	住所	電話	FAX	E-mail(公表用)	URL
	ジャパン・フィルムコミッション	104-0045	東京都中央区築地4-1-1 東劇ビル2F	03-6264-2042	03-6264-2043	Jfo@japanfc.org	https://www.japanfc.org/
正会員 (FC会員)							
1	旭川地域フィルムコミッション	070-0035	北海道旭川市5条通7丁目1486番地旭川ロードテラス2F	0166-23-0090	0166-23-1166	info@atca.jp	http://www.atca.jp/
2	はこだてフィルムコミッション	040-8666	北海道空知支庁東雲町4-13 函館市観光音障観光振興課内	0138-21-3326	0138-21-3324	hako-fo@city.hakodate.hokkaido.jp	http://www.hakodate-fc.com/
3	札幌フィルムコミッション	003-0005	北海道札幌市白石区東札幌五条1丁目1-1 インターコム・クリエイティブ・センター 1F A	011-817-5711	011-817-5722	info@screensapporo.jp	www.screensapporo.jp
4	とまこまいフィルムコミッション	053-0872	北海道苫小牧市加田町4-5-6	0144-32-6448	0144-32-4200	kanko@city.tomakomai.hokkaido.jp	http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kankojoho/filmcommission/
5	岩見沢バージョンオフィス	068-0034	北海道岩見沢市有明町南1番地1 岩見沢複合駅舎1F 岩見沢市観光協会内	0126-22-3470	0126-35-6620	ishikawa-i@kankou.jp	http://iwamizawa-fo.jp/
6	盛岡広域フィルムコミッション	020-0871	岩手県盛岡市中橋通1-1-10 プザ おでって4F	019-606-6688	019-653-4417	mfo@odette.or.jp	http://www.morioka-fc.com/mfo/
7	岩手県花巻市観光課	025-8601	岩手県花巻市花巻町9-30	0198-24-2111 (内線) 290	0198-24-0259	kanko@city.hanamaki.iwate.jp	http://www.city.hanamaki.iwate.jp/
8	せんざい、宮城フィルムコミッション	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町3丁目3-20 東日本不動産仙台一番ビル6階	022-393-8416	022-268-6252	info@sendaimiyagi-fc.jp	http://www.sendaimiyagi-fc.jp/
9	かくのがたフィルムコミッション	014-0318	秋田県山形市角館町中町36 山形市産業観光商工音障観光課内	0187-43-3352	0187-54-4102	info@kakunodate-fc.jp	http://kakunodate-fc.jp/
10	能代フィルムコミッション	016-8501	秋田県能代市上町1-3 能代市観光産業音障観光振興課内	0185-89-2179	0185-89-1776	kankou@city.noshiro.lg.jp	http://www.shirakami.or.jp/~noshiro-fc/
11	たし、せん、大曲フィルムコミッション	014-0024	秋田県大曲市大曲通町6-5 大曲市観光情報センター	0187-86-0888	0187-86-0888	daisen-kanko@blue.ocn.ne.jp	http://daisen-fc.com/
12	よこてフィルムコミッション	013-0036	秋田県横手市町南町1-21Y2 ふらざ1階	0182-38-8652	0182-38-8663	yokote.dmo@gmail.com	http://yokote-kankou.jp/
13	山形フィルムコミッション	990-8540	山形県山形市旅籠町2-3-25 山形市役所内文化振興課	023-641-1212 (内線639)	023-624-9618	bunka@city.yamagata.yamagata.lg.jp	http://www.fc-yamagata.jp/
14	会津若松フィルムコミッション	965-8601	福島県会津若松市東栄町3番46号会津若松市役所内	0242-39-1251	0242-39-1433	kanko@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp	http://www.fc.a-vst.jp/
15	二本松フィルムコミッション	964-8601	福島県二本松市金色403-1 二本松市役所観光情報観光振興係	0243-55-5122	0243-22-7848	kankoshinko@city.nihonmatsu.lg.jp	http://www.city.nihonmatsu.lg.jp/site/kankou/2790.html
16	いわきフィルムコミッション協議会	972-8321	福島県いわき市常磐湯本町向田3-1 いわき市石炭化石館	0246-44-6545	0246-44-6546	support@iwaki-fc.jp	http://www.iwaki-fc.jp/
17	いばらきフィルムコミッション	310-8555	茨城県水戸市笠原町978-6 茨城県営業推進課観光物産課フィルムコミッション推進室	029-301-2528	029-301-3629	ibaraki-fo@pref.ibaraki.lg.jp	http://www.ibaraki-fc.jp/
18	栃木県フィルムコミッション	320-8501	栃木県宇都宮市高田1-1-20	028-623-3308	028-623-3306	mail@tochigi-film.jp	http://www.tochigi-film.jp
19	千葉県フィルムコミッション	261-7114	千葉県千葉市美浜区中瀬2-GMBG マリア イースト 14階(公衆) ちば国際エンターテインメントビル内	043-213-3533	043-297-2753		http://fc.ccb.or.jp/
20	東京フィルムコミッション (東京バージョンボックス)	162-0801	東京都港区西目黒346番地6日新ビル2階	03-5579-8464	03-5579-8785	ml-tlb@tcvb.or.jp	https://www.locationbox.metro.tokyo.lg.jp/
21	新潟県フィルムコミッション協議会	950-8570	新潟県新潟市中央区新光明4-1 公益社団法人 新潟県観光協会	025-283-1188	025-283-4345	location@niigata-kankou.or.jp	http://www.loca-niigata.net/
22	富山県バージョンオフィス	930-8501	富山県富山市新緑通輪1丁目7号富山県観光課内	076-444-6789	076-444-4404	toyama_location@gmail.com	http://www.location-toyama.jp/
23	富山フィルムコミッション	930-8510	富山県富山市新緑通7-38 富山県観光政策課内	076-443-2072	076-443-2184	toyama.fo@city.toyama.toyama.jp	http://www.toyama-fc.jp/
24	輪島フィルムコミッション	928-8525	石川県輪島市二ツ屋町2-29 輪島市交流政策推進観光課	0768-23-1146	0768-23-1856	wajima-fo@city.wajima.lg.jp	https://wajimnavi.jp/
25	金沢フィルムコミッション	920-0918	石川県金沢市尾山町9-13 公益社団法人金沢エンターテインメントビル内	076-224-8411	076-224-6400	k-fo@kanazawa-cb.com	https://kanazawa-fc.jp/
26	福井フィルムコミッション	910-0858	福井市手寄1丁目4-1 オアサ5階福井市商工労働観光文化局おもてなし観光推進室	0776-20-5346	0776-20-5670	kankou@city.fukui.lg.jp	http://fukui-fc.com/

	名称	郵便番号	住所	電話	FAX	E-mail(公表用)	URL
27	敦賀フィルムコミッション	914-8501	福井県敦賀市中央町2-1-1 敦賀市観光協会交流案内	0770-22-8128	0770-22-8184	karkou@ton21.ne.jp	http://www.city.tsuruga.lg.jp/film-com/top.html
28	富士の国やまなしフィルム・コミッション	400-8501	山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁別館2階	055-231-5542	055-221-3040	fo@yamakan-sk.jp	http://www.yamanashi-karkou.jp/fc/index.html
29	(一社)富士河口湖湖観光連盟	401-0304	山梨県南都留郡富士河口湖町河川3131-2	0555-28-5177	0555-28-5070	fk_reimei@snow.ocn.ne.jp	http://www.fujisan.ne.jp
30	なかのフィルムコミッション	380-0835	長野県長野市新田町1485-1(公財)なかの観光センター2階内	026-223-6050	026-223-5520	info@nagano-fc.org	http://www.nagano-fc.org/
31	信州上田フィルムコミッション	386-8601	長野県上田市大手2-8-4 上田観光会館2F(一社)信州上田観光協会	0268-71-6075	0268-71-6076	fo@ueda-cb.gr.jp	http://www.ueda-cb.gr.jp/fc/
32	松本フィルムコミッション	390-0874	長野県松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所1階松本観光センター協会内	0263-34-3295	0263-39-7320	yokoso@matsumoto-tca.or.jp	http://www.matsumoto-film.jp/
33	諏訪圏フィルムコミッション	392-8511	長野県諏訪市高島1-22-30 諏訪地方観光連盟内	0266-52-4141	0266-58-1844	info@suwafc.com	http://www.suwafc.com/
34	塩尻・木曾フィルムコミッション	399-6302	長野県塩尻市木曾平沢2174 番地	0264-34-1122	0264-34-3432	info@filmcommission.jp	http://www.filmcommission.jp
35	伊那谷フィルムコミッション	396-8617	長野県伊那市下新田3050 伊那市役所	0265-78-4111	0265-74-1250	inadani@inacity.jp	http://blogs.yahoo.co.jp/inadani/fc/
36	岐阜フィルムコミッション	500-8570	岐阜県岐阜市数田南2-1-1 岐阜県清流の国推進部清流の国づくり政策課	058-272-8795	058-278-2562	ct1122@pref.gifu.lg.jp	http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/npo-tiiki/film-commission/
37	多治見フィルムエンジン	507-8703	岐阜県多治見市日/出町2-15 多治見市産業観光課内	0572-22-1250	0572-25-3400	film@city.tajimi.lg.jp	http://www.tajimi-filmengine.com/
38	飛騨フィルムコミッション	509-4224	岐阜県飛騨市志の町14-5 一般社団法人 飛騨市観光協会内	0577-74-1192	0577-73-0099	info@hida-tourism.com	https://www.hida-fc.com/
39	大垣フィルムコミッション	503-0923	岐阜県大垣市前町2-26-1 奥の細道心すびの地蔵記念館内	0584-77-1535	0584-81-8828	ogaki-fo@ogakikanko.jp	http://www.ogaki-fc.jp/top.html
40	浜松フィルムコミッション	430-8652	静岡県浜松市中区元城町103 番の2 浜松市産業観光・フェア・イベント課 フィルムコミッション推進室	053-457-2295	050-3730-8899	fo@city.hamamatsu.shizuoka.jp	http://www.hamamatsu-film.com/
41	なごや・クワン・ナビ	460-0008	愛知県名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル11階	052-202-1145	052-231-0922	nagoya@ncvb.or.jp	http://www.ncvb.or.jp/contents/location/
42	いちのみやフィルムコミッション	491-8501	愛知県一宮市本町2丁目5-6	0586-28-9131	0586-73-9135	info@138ss.com	http://138ss.com
43	カニこえフィルムコミッション	497-8601	愛知県海部郡陸田町学戸三丁目1番地	0567-95-1111 (内線441)	0567-95-9188	furusato@town.kanie.lg.jp	http://www.town.kanie.aichi.jp/
44	岡崎フィルムコミッション	444-8601	愛知県岡崎市十王町二丁目9 番地岡崎市役所 観光推進課内	0564-23-6609	0564-23-6731	okazaki_tourism@gmail.com	http://fc.okazaki-kanko.jp/
45	よつかいちフィルムコミッション	510-0075	三重県四日市市安島1丁目1-56 四日市物産観光センター内	059-357-0382	059-355-8311	info@yokkaichi-fc.jp	http://yokkaichi-fc.jp
46	みえフィルムコミッション協議会	514-8570	三重県津市広町13 番地三重県観光魅力創造課	059-224-2830	059-224-2801	kankomi@pref.mie.lg.jp	http://www.pref.mie.jp/DIKANKO/film.htm
47	滋賀マケショアズ	520-8577	滋賀県大津市京町4-1-1 滋賀県商工観光労働局観光振興局内	077-528-3745	077-527-7329	info@shiga-location.jp	http://www.shiga-location.jp/
48	京都市メディア支援センター	604-8005	京都市中京区河原町三条上る恵比寿町427 京都障日会館3F 京都市産業観光局観光MICE 推進室	075-229-6602	075-213-2022	media-support@city.kyoto.lg.jp	http://kanko.city.kyoto.lg.jp/support/
49	舞鶴フィルムコミッション	625-8555	京都府舞鶴市北吸1044 舞鶴市産業振興局観光商業課内	0773-66-1024	0773-62-9891	fo@maizuru-kanko.net	http://www.maizuru-kanko.net/fc/
50	京丹後フィルムコミッション	629-3101	京都府京丹後市網走野瀬385-1	0772-69-0450	0772-72-2030	kankoshinko@city.kyotango.lg.jp	http://www.city.kyotango.kyoto.jp/kyotangofo
51	大阪フィルム・ガザル	542-0081	大阪府中央区南船場4-4-21 リソナ船場ビル5階	06-6282-5905	06-6282-5915	info@osaka-fc.jp	http://www.osaka-fc.jp/
52	堺フィルムオフィス	590-0950	大阪府堺市堺区甲斐町西一丁目1番35号	072-233-5258	072-233-8448	info@sakai-film.jp	http://www.sakai-film.jp/
53	ひょうご支援Net	650-8567	兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県産業労働局観光振興課	078-361-7661	078-361-7662	info@hyogo-fonet.jp	http://www.hyogo-film.jp/
54	神戸フィルムオフィス	651-0087	兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館9F	078-262-1261	078-230-0808	film@koba.or.jp	http://www.kobefilm.jp/
55	淡路島フィルムオフィス	656-0022	兵庫県洲本市海岸通1-11-1 一般社団法人淡路島くこうみ協会内	0799-24-2001	0799-25-2521	awaji-fo@kuniimi.or.jp	http://awaji-fo.jp/
56	姫路フィルムコミッション	670-0012	兵庫県姫路市本町68 番地(社)姫路観光CB内	079-287-3653	079-222-2410	hfo@himeji-kanko.jp	https://www.himeji-kanko.jp/fc/
57	丹波篠山フィルム・コミッション	669-2397	兵庫県篠山市北新町41 篠山市役所内	079-552-6907	079-552-2090	kanko_div@city.sasayama.hyogo.jp	http://scic.tanba-sasayama.com/sasayama-fc/
58	きのさきフィルムコミッション	669-6101	兵庫県豊岡市城崎町湯島357-1 城崎文芸館内	0796-32-3663/ 0796-32-3368	0796-32-3005	info@kinosaki-fc.jp	http://www.kinosaki-fc.jp/
59	三木フィルムコミッション	673-0431	兵庫県三木市本町2丁目1-18	0794-82-3190	0794-82-3192	fo@mikioci.or.jp	http://www.mikioci.or.jp/fc/
60	播州赤穂フィルムコミッション	678-0256	兵庫県赤穂市旗本町92-7	0791-43-8299	0791-43-8136	bafo@bce.nifty.com	http://www.ako-info.jp/bafo
61	高砂市フィルムコミッション	676-8501	兵庫県高砂市荒井町千鳥1-1-1 高砂市役所観光地内	079-441-8076	079-441-8077	fo@takasago-tavb.com	http://takasago.net/index.html

	名称	郵便番号	住所	電話	FAX	E-mail(公表用)	URL
62	明石フィルムコミッション	673-0886	兵庫県明石市東中町6-17A1 7月石北館7階	078-918-5080	078-911-0579	akashi-film@yokoso-akashi.jp	http://akashi-film.jp
63	フィルムコミッション・奈良県ホムトビタ	630-8501	奈良県奈良市登大路町30番地奈良県地域振興部文化資源活用課	0742-27-8914	0742-27-0213	bunkashigen@office.pref.nara.lg.jp	http://yamatoji.nara-kankou.or.jp/library/fc-nara/
64	大和桜井フィルムコミッション	633-8585	奈良県桜井市大字粟殿432-1 桜井市役所まちづくり部観光まちづくり課	0744-48-3110	0744-42-1747	kanko@city.sakurai.lg.jp	http://www.city.sakurai.nara.jp/sosiki/machidukuribu/kankouka/filmcommission/
65	オカヤマフィルム・コミッション	640-8585	和歌山県和歌山市小公原通1-1 和歌山県庁観光振興課内	073-422-4631	073-432-8313	info@wakayama-kanko.or.jp	http://www.wakayama-fc.jp/
66	熊野しんぐらフィルムコミッション	647-0020	和歌山県新宮市徐福2-1-11 熊野交通(株)1F 新宮市観光協会内	0735-22-2840	0735-22-2842	info@shinguu.jp	https://www.shinguu.jp/
67	鳥取県フィルムコミッション	680-0805	鳥取県鳥取市相生町4丁目411	0857-39-2111	0857-39-2100	tottori-fc@tottori-guide.jp	http://www.tottori-guide.jp/fc
68	隠岐の島フィルムコミッション	685-8585	島根県隠岐郡隠岐の島町城北町1 隠岐の島町役場 地域振興課 観光振興係	08512-2-8575	08512-2-4997	kankou@town.okinoshima.shimane.jp	https://okinoshimafilm.wixsite.com/okifc
69	島根フィルムコミッションネットワーク	690-8501	島根県松江市殿町1番地島根県商工労働福祉課観光振興課	0852-21-3969	0852-22-5580	loca@shimakanren.or.jp	http://www.kankou-shimane.com/loca
70	岡山県フィルムコミッション協議会	700-0822	岡山県岡山市北区表町1-5-1 岡山ソノエビル2階(公社)岡山県観光連盟	086-233-1802	086-231-5393	info@okayama-kanko.jp	http://www.okayama-kanko.jp/fc/
71	広島フィルム・コミッション	730-0011	広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビル6F	082-554-1811	082-554-1815	film@fc.hcvb.city.hiroshima.jp	http://www.fc.hcvb.city.hiroshima.jp/
72	おのみちフィルム・コミッション	722-8501	広島県尾道市久保一丁目15-1 観光課内	0848-38-9184	0848-38-9293	kanko@city.onamichi.hiroshima.jp	http://www.onamichi-film.jp/
73	フィルム・コミッションみはら	723-8601	広島県三原市港町3丁目5番1号三原市経営企画部広報課御答果内	0848-67-6007	0848-64-7101	koho@city.mihara.hiroshima.jp	http://mihara-fc.net/
74	ふくやまフィルムコミッション	720-0067	広島県福山市西町2丁目10番1号(公社)福山市観光協会	084-926-2649	084-926-0664	kyokai@fukuyama-kanko.com	http://www.fukuyama-kanko.com/FukuyamaFC/index.html
75	山口県フィルム・コミッション	753-8501	山口県山口市藩町1-1 山口県観光プロモーション推進室内	083-933-3170	083-933-3179	a16200@pref.yamaguchi.lg.jp	http://film-yg.com/
76	山口市フィルム・コミッション	753-0042	山口県山口市惣太夫町2番1号JR山口市駅2階1船渠木匠法人山口観光プロモーション協会内	083-933-0088	083-933-0089	info@yamaguchi-city.jp	http://ycfc.yamaguchi-city.jp/
77	岩国市フィルムコミッション	740-8585	山口県岩国市今津町一丁目14-51 岩国市役所観光振興課	0827-29-5116	0827-22-2866	kankou@city.iwakuni.lg.jp	http://www.iwakuni-city.net/?page_id=346
78	下関フィルム・コミッション	750-0008	山口県下関市田中町5-6 下関市観光振興課文化高度観光政策課内	083-231-1350	0832-31-1853	sgkanko@city.shimonoseki.yamaguchi.jp	https://shimonoseki.travel/filmcommission/
79	萩市支援隊	758-8555	山口県萩市大字江向510番地(萩市観光課)	0838-25-3139	0838-26-0716	kankouka@city.hagi.lg.jp	http://www.city.hagi.lg.jp/fc/
80	長門市フィルム・コミッション	759-4106	山口県長門市山崎4297-1 観光案内所「YUKITE」内	0837-27-0074	0837-27-0079	info@nanavi.jp	https://www.city.nagato.yamaguchi.jp/site/film/
81	宇音フィルムコミッション	755-8601	山口県宇音市岸盤町一丁目7番1号観光グローバル推進課	0836-34-8156	0836-22-6083	ubefc@city.ube.yamaguchi.jp	https://ube-film.com/
82	美祿市フィルムコミッション	754-0511	山口県美祿市秋芳町秋吉3506-2(美祿市役所観光振興課内)	0837-62-1430	0837-62-0105	kankoushinkou@city.mine.lg.jp	http://www.mine-city-fc.com/
83	徳島県観光・サービス	770-8570	徳島県徳島市万代町1-1 徳島県観光政策課	088-621-2702	088-621-2851	tis@mail.pref.tokushima.jp	http://our.pref.tokushima.jp/tis/
84	香川フィルムコミッション	760-8570	香川県高松市番町4-1-10(公社)香川県観光協会内	087-832-3377	087-861-4151	kagawa_fc@21kagawa.com	http://www.my-kagawa.jp/kfc/
85	えひめフィルム・コミッション	790-8570	愛媛県松山市一番町4-4-2 愛媛県庁内	089-912-2493	089-912-2489	ehime-film@pref.ehime.jp	http://ehime-film.com/
86	今治地方フィルム・コミッション	794-0013	愛媛県今治市片原町一丁目100番地3(公社)今治地方観光協会	0898-22-0909	0898-22-0929	kankou@oideya.gr.jp	http://www.oideya.gr.jp/i-fc/
87	高知フィルムコミッション	780-8570	高知県高知市丸の内1-2-20 高知県庁本庁舎5階	088-823-1434	088-873-6181	kochi-fc@kochi-fc.jp	http://www.kochi-fc.jp/
88	北九州フィルム・コミッション	803-8501	福岡県北九州市小倉北区城内1-1 北九州市市民文化センター局内	093-582-2389	093-582-5755	kfo@kitakyu-fc.com	http://www.kitakyu-fc.com/
89	福岡フィルムコミッション	810-8620	福岡県福岡市中央区天神1-8-1 福岡市経済観光文化局エッセンス振興課内	092-733-5171	092-711-4354	info@fukuoka-film.com	http://www.fukuoka-film.com/
90	たかぎフィルムコミッション	825-8501	福岡県田川市中央町1番1号田川市建設部消防防災課魅力向上課内	0947-85-7147	0947-46-0124	info@tagawa-fc.com	http://www.tagawa-fc.com
91	NPO法人 柳川フィルムコミッション	832-0065	福岡県柳川市中央町35	080-3187-0162	0944-72-9013	info@yanagawa-film.jp	http://www.yanagawa-film.jp/
92	佐賀県フィルムコミッション	840-8570	佐賀県佐賀市城内一丁目1-59 佐賀県庁新行政棟1階	0952-25-7296	0952-25-7443	saga-fc@pref.saga.lg.jp	http://www.saga-fc.jp/
93	長崎県フィルムコミッション	850-8570	長崎県長崎市尾上町3番1号県庁5F(一社)長崎県観光連盟内	095-826-9407	095-824-3087	info-fc@ngs-kenkanren.com	http://www.nagasaki-tabinet.com/houjin/film/
94	くまもとフィルムコミッション	862-8570	熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号熊本県観光振興課交流局国際課	096-333-2158	096-381-3343	kuma-fc@pref.kumamoto.lg.jp	http://kumano.jp/fc/
95	くまもとシティ・フィルムオフィス	860-8601	熊本県熊本市中央区手取本町1-1 熊本県観光政策課内	096-328-2393	096-353-2731	bunkashinkou@city.kumamoto.lg.jp	https://kumamoto-guide.jp/film/

	名称	郵便番号	住所	電話	FAX	E-mail(公表用)	URL
96	天草フィルム・コミッション	863-0023	熊本県天草市中央新町15-7 天草市役所観光振興課内	090-3986-2156 (FC) 0969-32-6787 (市)	0969-24-4331 (FC) 0969-23-1999 (市)	info@amakusa-fc.com ; s-koyama@amakusa-fc.com	http://www.t-island.jp/film_commission/
97	大分市ロケーションオフィス	870-8504	大分県大分市荷揚町2-31 大分市商工労働観光部はまほしサテライト魅力発信局内	097-578-7749	097-537-5670	info@oita-location.net	http://www.oita-location.net/
98	大分県フィルム・ミュージック協議会	870-8501	大分県大分市大手町3丁目1番1号大分県商工観光労働部観光局観光誘致促進室内	097-506-2118	097-506-1729	—	http://oita-fc.jp
99	宇佐フィルム・コミッション	879-0492	大分県宇佐市大字上田1030-1 宇佐市観光まちづくり課内	0978-27-8171	0978-32-2324	info@usa-city.jp	http://fc.usa-city.jp/
100	宮崎フィルム・コミッション	880-8501	宮崎県宮崎市橋通東2-10-1 宮崎県観光推進課内	0985-26-7104	0985-26-7327	info@fc-miyazaki.com	http://www.fc-miyazaki.com/
101	特定非営利活動法人 かがしまフィルムオフィス	892-0822	鹿児島県市泉町10-10	090-8910-2505	099-255-3701	info@k-foffice.com	http://k-foffice.com/
102	鹿児島県観光交流局観光プロモーション課	892-8677	鹿児島県鹿児島市山下町11-1	099-216-1344	099-216-1320	kankoprom@city.kagoshima.lg.jp	http://www.city.kagoshima.lg.jp/
103	沖縄フィルムオフィス	901-0152	沖縄県那覇市小禄1831-1 沖縄産業支援センター2階(一財)沖縄観光CB内	098-859-6162	098-859-6222	filmoffice@ocvb.or.jp	http://filmoffice.ocvb.or.jp/
104	沖縄市KOZAフィルムオフィス	904-0031	沖縄県沖縄市上地1-1-1 コザミュージックタウン106 一般社団法人 沖縄市観光物産振興協会内	098-989-5566	098-989-5567	info@koza-fo.com	http://koza-fo.com/
105	石垣島フィルムオフィス	907-0013	沖縄県石垣市浜崎町1-1-4	0980-82-2809	0980-83-6296	https://ishigakijima-filmoffice.com/	http://ishigakijima-filmoffice.com/
	正会員(関係団体)						
106	北海道ロケーション連絡室	060-8588	北海道札幌市中央区北3条西6丁目	011-241-3230	011-232-4120	seisaku.fo@pref.hokkaido.lg.jp	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/location.htm
107	あきたの支え隊ネットワーク	010-8572	秋田県秋田市山王3-1-1 第2庁舎1階	018-860-1073	018-860-3868	kankousenryakuka@pref.akita.lg.jp	https://common3.pref.akita.lg.jp/akitavision/nouvelakita/
108	みちのくフィルム・コミッション 奥州市ロケーション推進室	023-1105	岩手県奥州市江刺区大通り1-8 奥州市江刺総合支所	0197-34-2343	0197-35-3476	location@city.oshu.iwate.jp	http://www.oshu-fc.jp/
109	にかほ市フィルム・コミッション	018-0192	秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1番地にかほ市観光課内	0184-43-3230	0184-43-5707	kankou@city.nikaho.lg.jp	http://www.city.nikaho.akita.jp/index.html
110	内灘フィルム・コミッション	920-0292	石川県河北郡内灘町字大学1-2-1 内灘町役場 地域振興課 観光振興室内	076-286-6708	076-286-6709	karko@town.uchinada.lg.jp	http://www3.town.uchinada.lg.jp/ufc/index.html
111	信州フィルム・コミッションネットワーク	380-8570	長野県長野市南長野駅前692-2 長野県庁内 一般社団法人長野県観光振興機構	026-234-7219	026-217-7331	sfon@nagano-tabi.net	http://www.nagano-tabi.net
112	静岡県フィルム・コミッション協議会	420-8601	静岡県静岡市葵区追手町9番6号静岡県文化・観光部観光交流局観光政策課	054-221-3638	054-221-3627	kankou2@pref.shizuoka.lg.jp	http://www.pref.shizuoka.jp/bunka/
113	愛知県フィルム・コミッション協議会	460-8501	愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号	052-954-6355	052-973-3584	aichi-film@pref.aichi.lg.jp	http://aichi-film.jp/
114	HYOGO Medio フィルム・コミッション	679-3116 (679-2424)	兵庫県神戸市東灘区河津町寺前64(役場住所) (事務局:兵庫県神戸市東灘区河津町白尾471-3) 神戸市役所地域振興課内	080-5365-3412 0790-35-9705	0790-33-9488	info@hyogamediofc.com	http://www.hyogamediofc.com

ロケ支援依頼書

参考 3

[団 体 名] 御中

年 月 日

別紙の同意事項に同意のうえ、以下の通りロケ支援を依頼します。

依頼者に関する事項			
依頼者	(〒 -) 住所		
	名 称		
	代表者		印
担当者氏名		担当者連絡先	TEL: FAX: 携帯電話:
担当者 E-mail			

撮影する作品に関する事項			
作品名			
作品の種類	<input type="checkbox"/> 映画 TV番組 (<input type="checkbox"/> TVドラマ <input type="checkbox"/> バラエティ番組 <input type="checkbox"/> 旅番組) <input type="checkbox"/> TVCM <input type="checkbox"/> プロモーションビデオ <input type="checkbox"/> 出版物 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に :)		
監督・演出 出演者その他 主要なスタッフ			
作品概要 シーン概要			
製作会社名		配給元・放送局	
公開・放映日程			予定 or 決定
添付資料	<input type="checkbox"/> 企画書 <input type="checkbox"/> スケジュール <input type="checkbox"/> 台本、脚本 <input type="checkbox"/> スタッフ表、出演者表 <input type="checkbox"/> 絵コンテ、イメージボード等 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に :)		

(送付先 FAX : ** -**** -****)

E-mail : [E-mail アドレス])

撮影現場に関する事項			
ロケハン日程	年 月 日 ~ 年 月 日 のう ち 日間	予定 or 決定	
撮影日程	年 月 日 ~ 年 月 日 のう ち 日間	予定 or 決定	
現場責任者氏名		現場責任者 連絡先	TEL: FAX: 携帯電話:
主なロケ予定地			
撮影人員	ロケハン 名 ロケ 名 (内訳: スタッフ 名・俳優 名・その他 名)		
撮影車両	<input type="checkbox"/> ロケバス 台 <input type="checkbox"/> 乗用車 台 <input type="checkbox"/> トラック 台 <input type="checkbox"/> 1BOX 台 <input type="checkbox"/> その他 台		

支援内容に関する事項	
希望支援内容	<input type="checkbox"/> ロケ地選定、ロケハン協力 <input type="checkbox"/> ロケハン同行、ロケ同行 <input type="checkbox"/> ロケーションに関する資料（地図、写真）の提供 <input type="checkbox"/> 撮影協力施設の紹介 <input type="checkbox"/> 民間、公共施設等での撮影交渉協力 <input type="checkbox"/> 撮影に関する許可手続協力 <input type="checkbox"/> 宿泊手配協力 <input type="checkbox"/> 地元住民への協力依頼 <input type="checkbox"/> 現地エキストラ、出演者、現地スタッフ手配協力 <input type="checkbox"/> 方言指導手配協力 <input type="checkbox"/> 車両、機材等備品手配協力 <input type="checkbox"/> ケータリング協力 <input type="checkbox"/> その他（具体的に：)
その他 依頼に関する 特記事項	

質問事項	
[団体名]によるロケ現場の撮影 (出演者が映りこまないものに限る)を許可するか。	許可する or 許可しない
[団体名]に撮影の成果物を提出するか。	提出する or 提出しない
作品に「[団体名]」のクレジットを入れることを承諾するか。	承諾する or 承諾しない
地元メディアによる撮影現場取材を承諾するか。	承諾する or 承諾しない
作品ポスター、サインその他グッズ等を [団体名]に提供するか。	提供する or 提供しない

(送付先 FAX: ** -**** -****)

E-mail: [E-mail アドレス])

依頼者は、**[団体名]**(以下「当団体」)にロケ支援を依頼するにあたり、以下の同意事項を了解し、遵守するものとします。

1. 依頼者の一般的義務

- 依頼者は、自己の責任においてロケハン及び撮影その他の活動(以下「撮影等」)を実施するものとします。
- 依頼者は、撮影等において、法令等を遵守するものとします。当団体は、依頼者が法令遵守をしていないと判断した場合に、ロケ支援を中止することがあります。
- 依頼者は、当団体の求めにより、当団体がロケ支援を実行するために必要な協力又は作業を行うものとします。かかる必要な協力又は作業が行われない場合には、当団体は、ロケ支援を実行しないことがあります。
- 依頼者は、当団体との連絡にあたる担当者を明確にし、変更があった場合には直ちに通知するものとします。

2. 事故等の防止

- 依頼者は、事故を防止するための最善の注意をし、必要な措置を取るものとします。
- 依頼者は、撮影等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、警察、消防等への通報を含む適切な措置をとるものとします。
- 撮影等に関して事故その他のトラブルが発生した場合であって、依頼者が適切な措置を取らないと当団体が判断したときは、依頼者は、当団体の指示に従い直ちに撮影等を中止するものとします。
- 撮影等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、依頼者は、当団体に対して直ちに当該事故その他のトラブルを報告するものとします。

3. 保険

- 依頼者は、撮影等に関して生ずる損害を対象とする損害保険に加入するものとします。
- 依頼者は、当団体が紹介したエキストラ、出演者、スタッフその他撮影等に参加する者(以下「参加者等」)を撮影等に参加させる場合には、参加者

等に生ずる損害を保険の対象に含めるものとします。

- 依頼者は、当団体の求めがあった場合は、保険証書の写しその他依頼者が適切な損害保険に加入したことを証明する書面を当団体に提出するものとします。

4. 地域住民の合意形成、現地における調整等

- 依頼者は、撮影等について、地域住民の合意形成がなされるような必要な最善の措置を取るよう努めるものとします。当団体は、かかる合意形成のための措置に関して、依頼者に助言を行うことがあり、依頼者はかかる助言に基づき必要な措置を取るよう努めるものとします。
- 依頼者は、撮影等を行う前に、当該撮影等の現場である土地建物等の所有者又は管理者等から必要な許諾を事前に得るものとします。
- 依頼者は、撮影等を行うに当たり、騒音、夜間照明その他撮影等現場周辺の地域住民等の迷惑となる行為を行なう必要がある場合は、事前に説明会を開催するほか、当該住民等の理解を得られるよう努力するとともに、住民等への迷惑を最小限にとどめるために合理的に必要な措置をとるものとします。
- 依頼者は、撮影等現場に観衆が集まった場合及び集まるのが予想される場合には、合理的に必要なとされる警備及び交通整理を行うものとします。
- 依頼者は、撮影等に用いる施設の管理者等の指示を遵守するものとします。
- 依頼者は、撮影等に用いる施設を保全し、損害を与えないように努めるものとします。また、撮影等に用いる施設に対して、改造、造作の設置その他加工を加える必要がある場合には、事前にかかる施設の適切な管理者等の承諾を得なければならないものとします。

5. 第三者との関係

- 依頼者は、当団体が紹介した参加者等について、その送迎、誘導及びスケジュール管理を依頼者の責任で行うものとします。
- 依頼者は、当団体が依頼者に紹介した関係者等

との間で行う契約の締結その他の取引は、すべて依頼者が自己の責任において行うものであることを理解し、かかる契約を遵守するものとします。依頼者がかかる関係者等との間でトラブル・紛争が発生した場合でも、当団体は一切の責任を負わないものとします。

6. 計画

- 依頼者は、撮影内容の詳細及び撮影スケジュールその他ロケ支援に必要な情報及び資料を、当団体の求めに応じて事前に当団体に提出するものとします。
- 依頼者は、当団体に提出した撮影内容、撮影スケジュールその他の計画に変更が生じた場合には、直ちに当団体に通知するものとします。

7. 原状回復等

- 依頼者は、撮影等が終了した後、撮影等に用いた場所又は施設等を速やかに原状回復させ、かつ清掃するものとします。
- 依頼者は、撮影等が終了した後速やかに、撮影等に用いた場所又は施設の現況写真を添えて、当団体に撮影等の終了を報告するものとします。

8. ロケ支援の実行

- 当団体は、依頼者が求めるロケ支援を実行するよう努めるものとします。
- 具体的なロケ支援の実行にあたっては、依頼者と当団体は必要な事項について誠実に協議するものとします。

9. 損害賠償

- 依頼者は、関係者等を含む第三者に損害を与えた場合には、かかる損害を法に従って賠償するとともに、依頼者の費用と責任でかかる第三者に適切に対処し、当団体に対していかなる請求等をしないものとします。
- 依頼者によって当団体に損害が生じた場合、依頼者は、当団体に対しかかる損害を賠償するものとします。

10. 免責

- 当団体は、無償で依頼者の撮影等に協力するものであり、依頼者又は第三者が撮影等に関していかなる損害を被った場合であっても責任を負わないものとします。

- 依頼者は、撮影等に関して生じる一切の費用を負担するものとします。当団体は、撮影等に関する費用について責任を負わないものとします。
- 依頼者は、ロケ支援の結果、撮影等に必要な許可、同意、協力その他十分なロケ支援の成果が得られない可能性があることを理解し、承諾します。当団体は、ロケ支援の成果が依頼者にとって十分でないことについて責任を負わないものとします。
- 当団体は、撮影等の企画内容によっては、ロケ支援の依頼を受けても、ロケ支援を実行できないことがあります。当団体は、依頼を受けたロケ支援を実行できないことについて責任を負わないものとします。
- 依頼者が、当団体のロケ支援に必要な協力若しくは作業を行わず、又は当団体の要請に応じない場合には、当団体は、当団体がロケ支援を実行しないことについて責任を負わないものとします。
- 当団体は、当団体が依頼者に紹介した関係者等と依頼者との間における契約その他の取引について責任を負わないものとします。

11. 広報

- 当団体は、依頼者に対し事前に相談又は通知を行ったうえで、依頼にかかる作品の情報を、製作風景の紹介、作品情報や公式サイトで紹介、独自ポスターの作成その他の方法で当団体の広報に用いることがあります。

12. 要請事項

- 当団体は、依頼者に対し、以下の要請をすることがあります。依頼者がかかる要請に応じない場合には、当団体は依頼されたロケ支援を実行しないことがあります。
 - 当団体による撮影等現場の撮影(出演者が映りこまないものに限る)を許可すること。
 - 当団体に撮影等の成果物を提出すること。
 - 作品に当団体のクレジットを入れること。
 - 地元メディアによる撮影等現場の取材を承諾すること。

以上

【道路交通法】道路使用許可、制限けん引の許可、制限外積載／設備外積載／荷台乗車に関する制度の概要、申請手続等について（所管省庁：警察庁）

1 制度の概要

(1) 道路使用許可

